山形市告示第１４９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1)　名称

志戸田町内会

(2)　区域

山形市大字志戸田３番地から１８２５番地まで

(3)　主たる事務所

山形市大字志戸田９９２番地

２　申請不動産に関する事項

(1)　土地

山形市大字志戸田字横倉１９２７番

(2)　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名　遠藤甚兵衛外１６０名

住所　所在不明

３　異議を述べることができる者

(1)　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2)　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3)　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を述べることができる期間及び方法

(1)　期間

令和８年１１月１１日から令和９年２月１０日まで

(2)　方法

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第２項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。